



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成29年11月1日
第254号

発行責任者 支部長 荒川 章 三
編集責任者 副支部長 小林 正 俊
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



知恩院三門にて

私のつぶやき MONOLOGUE

私のものぐさ情報管理術

皆さんはネット記事やメール、読んだ雑誌や新聞の情報をどのように管理しているだろうか。

今回は整理が大の苦手で大雑把な私でも使える情報管理法を紹介します。

2008年に出版された『情報は1冊のノートにまとめなさい』（奥野宣之著）が話題になった時、これならできそうだと100円のノートを買込み、記事のスクラップなどもこの一冊に集約しようとしたが、すぐに挫折。その頃出会ったのがEvernoteというネット上のノートだった。2010年から使っている私のネット上のノートは今は3444個のノートが登録され、今も増え続けている。

このノートは何でも入る。このコラムの原稿もEvernoteでまず下書きをしてからワードで整える。依頼されたセミナーの原稿も、ふと思いついたビジネスアイデアも、覚えきれないIDやパスワードも全部入っている。PCだけでなくスマホでも

気楽に書き込み、写真を撮って保存している。ネットを見ていて気になるページは片っ端からボタン押すだけで丸ごと保存される。

ネットのノートのいいところは「検索」できることだ。研修会のレジュメをScanSnapで取り込む。そうすることで分厚い研修資料も「単語」での全文検索が可能になるのだ。たとえば『役員報酬』と『判例』で検索すると、以前調べたネットの記事と、研修会資料の裁決事例のPDFが10件ヒットする。

ここからの絞り込み作業がちょっと改良の余地があるのだが、大体これで用が足りることが多い。

仕事だけでなく旅行に出かける前には、ネットで見つけた行きたいスポットや料理店をノートに入れておけば、旅先で重いガイドブックはいらない。

改めて私の7年分のノートを見るとその時の興味があったものが並んでいる。そうだった。秋の夜長、もう一度「アレ」に挑戦しようかな。 (山田 知広)

9月支部研修

(平成29年9月8日開催)

医療法人の税務について ～改正後の認定医療法人の取扱いを中心として～

講師：税理士法人青木会計代表社員
税理士 青木 恵一氏



I. はじめに

2025年は、ベビーブーマー（昭和22年～24年生）が75歳以上となる年である。現在、国民一人当たりにかかる医療費は約30万円、75歳以上においては90万円超となる。圧倒的に75歳以上の後期高齢者の人口が増えるこの年に向けて、地域包括ケアシステムが構築され、医療体制の改革が行われる。

今後は人口が少なくなるため、医療、介護施設は余剰となっていく。

II. 持分あり医療法人と持分なし医療法人

医療法人とは、以下の様に定義されている。

医療法第39条

- ① 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。
- ② 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

上記①の病院とは、入院施設が20以上のものをいう。

持分とは、定款の定めるところにより、出資額に応じた払戻し又は残余財産の分配を受ける権利を言い、その権利とは、社員の退社時の持分払戻請求権と医療法人解散時の残余財産分配請求権である。いずれも時価純資産による算定が可能であり、財産的価値があるため、相続税の課税対象とされる。そのため、相続税課税と払戻請求は経営

上のリスクとなる。

病院は全国に8,439施設、その内、医療法人の開設施設数は5,762施設(平成29年3月31日現在)ある。医師も高齢化してきている今、医療法人経営者の相続による医療法人の事業継承問題も深刻となっている。

医療法人は、社団医療法人と財団医療法人に分けられる。財団医療法人には持分概念はない。平成19年から持分ありの医療法人の設立はできなくなったが、それ以前に設立された持分あり医療法人は当分の間存続することとなる(経過措置医療法人)。

持分ありの経過措置医療法人は相続税の対象となるため、持分評価の高い持分あり医療法人は定款変更し、持分なしに移行する場合もある。

III. 認定制度

移行前の医療法人の出資者が、その出資持分を放棄したことによって、親族等の相続税又は贈与税の負担が不当減少した場合には、相続税法第66条第4項の規定の適用を受け、医療法人を個人とみなし、医療法人に対し贈与税が課税される。

上記の不当減少要件を逃れるには、医療法人の運営組織が適正である、同族親族等関係者が役員等の総数の1/3以下である等、5項目の要件をクリアする必要がある。

認定制度が平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間の時限措置で創設された。

持分あり医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合や、上記の理由でみなし贈与税が課される場合、その法人が認定を受けた医療法人であるときは、これらの相続税、贈与税の納税を猶予(最大3年間)等される。

これは、医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのため持分の払戻などにより医療継続が困難になることなく、医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人による任意の選択を前提としつつ、持分なし医療法人への移行について計画的な取り組みを行う医療法人を国が認定する仕組みである。

IV. 税制改正

平成29年度税制改大綱

- ① 平成18年医療法等改正法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定

めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。

- ② 上記①の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後6年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記①の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。
- ③ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

上記の税制改大綱は、医療法の改正を前提としての税制改革である。

改正により、役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件を緩和し、贈与税の非課税対象が大幅に拡大することとなる。

非課税を受けるためには、その適応を受けようとする認定医療法人が、贈与税の期限内申告書に、みなし贈与税の非課税規定の適用を受ける旨を記載し、放棄により受けた経済的利益についての明細等財務省令で定める書類（持分放棄に係る経済的利益に関する明細書等）の添付がある場合に限り適用される。

上記②により、みなし贈与税を課税される場合は、認定が取り消された日の翌日から2月以内に、適用を受けた年分の贈与税について修正申告書を提出しなければならないが、その2月以内に提出された修正申告書は、一定の場合を除いて期限内申告書とみなされる。

世の中が目まぐるしく変わっていますが、医療の世界も例外ではなく、現況に法律を適応させていく法改正は必須です。その改正を学ぶ研修は大変有意義でした。（研修部 中根 恵美）

10月支部研修 (平成29年10月13日開催)

米公文書から考察する消費税制度 ～トランプ税制改革を踏まえて～

講師：大阪経済大学 経営学部客員教授
岩本 沙弓 氏



I. はじめに

岩本先生は長年アメリカ等海外の金融機関で活躍され、その国際金融の最前線の視点から消費税制度について説明して頂いた。

II. 米公文書及び日本政府機関出典の資料から考察する消費税制度

2012年のGDPによると日本の民間消費や設備投

資が70%を占め、輸出依存度は13.4%であり、日本経済は内需中心である。その内需中心国にて消費税制度を採用すると、民間消費の下落や設備投資を抑制され、国内経済が低迷するので、日本の消費税増税は好ましくない。また、米国も同等の内容を米公文書に記載し、日本の消費税増税を暗に批判している。

その上、米国に小売売上税の州税はあるが、付加価値税(日本の消費税相当)の課税制度はない。過去の議論においても増収策には法人税や所得税の引き上げが有効であり、その代替に付加価値税はない。そして、国境調整税や付加価値税制度は米国企業の競争力低下の要因になると考えられている。

ECで付加価値税(VAT)は多く採用されているが、想定 of 収入額と徴収額に差があること、軽減税率の問題など制度改革が進められており、日本の消費税増税は時代に反している。

日本は財政赤字だが、日本銀行出典の資金循環統計では348兆円のプラスであり、財政危機ではないと考えられる。

III. さいごに

普段の税理士業務とは少し離れた視点の内容であり、とても新鮮で、大変興味深い内容のお話を頂きました。日本の消費税制度そのものを改めて考えさせられる内容であり、大変有意義な研修でした。

(研修部 坂井 佳美)



NEWCOMER

私が新人です



天白2班

水野 泰士

昭和支部の皆様初めまして、平成29年6月21日に税理士登録いたしました水野泰士と申します。名前は「泰士」と書いて「やすひと」と読みます。現在名古屋市天白区の後藤和久税理士事務所にて所属税理士として勤務しており、それ以前は昨年12月まで鎌田史郎税理士事務所にて20年間勤務しておりました。

私は名古屋出身で生まれてこの方名古屋の地を離れたことがありません。20代の頃は名古屋を離れたいと思っていましたが、20年近くこの地で仕事をするにつれ、名古屋の魅力を再認識し名古屋人であることを誇りに思うようになりました。今ではこの地に骨をうずめる覚悟で日々職務に従事しております。

私が得意とするのはパソコンであります。事務所就職時には主にパソコン関係の仕事をさせていただき、また当時はパソコンの普及率も低かったため顧問先のパソコンの普及に尽力させていただきました。最近では税理士試験の勉強で中断していましたACCESSを始めとしたデータベースソフトの習得を再開しているところであります。私の得意分野が微力ながら皆様のお役に立てればと考えております。

最後になりましたが、昨年12月13日に急逝された鎌田先生に税理士試験の合格及び登録の報告をできなかったことが残念でなりません。税理士としての器量及び人柄等故人の足元にも及びませんが、少しでも遺志にかなうよう努力していく所存でありますので、今後ともご指導、ご鞭撻の方よろしくお願ひ申し上げます。



瑞穂12班

蒲生 貞一

昭和支部の皆様、はじめまして、蒲生貞一（がもうていいち）と申します。名前を正確に呼んでいただけないことが間々ありますので、あえて振り仮名付きでご挨拶させていただきました。

本年7月に長年勤務した国の税務執行を担う職場を退職し、それまでの経験と知識を活かせる仕事に携わりたいとの思いもあって、税理士登録申請を行いましたところ、このほど8月24日に登録が認められ、瑞穂区洲山町地内にて開業いたしました。

経験と知識を活かすと言ったものの、税務署で法人税等の調査事務を担当したのが9年ほど、国税局での勤務歴は17年あるものの、その大半は総務系の仕事でしたから、その内容たるや見るべきものはさしてありません。

貴重な教訓を得たということで一つ上げれば、国税不服審判所での2年間の副審判官としての仕事があります。

課税の適否を判断する上で、事実認定をしっかりと行うことが重要であることはもちろんですが、それと並び大切なことは、関係法令をじっくりと読み込むことだと実感しました。同じ条文を何度も何度も読み返し、一つひとつの言葉の持つ意味を考えることで、法が真に意図するものが見えてくるのです。そのことが正確な法解釈につながり、そこに事実を当てはめることで適正な判断が下せるようになるのです。

最近の税法は、かっこ書きが多く複雑で、法解釈が一段と難しくなってきましたが、こうした姿勢を今後の税理士業務に生かしていきたいと思っています。

昭和支部の皆様、こんな私ですが、末永くよろしくお願ひいたします。

RECOMMENDATION  私のおススメ

推薦者

長谷川 栄一

「おススメ」の種類は何でも良いそうだが、「食べる事大好き！」な私が食事処の紹介になるのは、むしろ当然のことである。本来であれば昭和支部内に所在して、しかもクライアントのお店であれば最高？とも思いましたが、それでは面白くない。お気に入りの店を紹介といっても、なんでもすぐに調べることができる現代において「おいしい」店は誰でも知っている。やはりこれも面白くない。ネット検索かけてもまず出てこない。そんな店はないかと記憶をたどると…おー！あるある。その名も「ずけや」。当たり前前に食べに行っているの、正直「たいした店じゃないなー」と思っていたが、小さな居酒屋なのになんと一見さんお断り！栄周辺でも最も怪しい雰囲気地域「池田公園周辺」で、最も怪しい小さな路地（と言うか通路）を入っていくとある店。池田公園、居酒屋、店名である「ずけや」でネット検索しても出てこない。

ここまで読んでいただいた諸兄「づけや」の間違いではないのか？と思われたかもしれません。たしかに「づけや」で検索かけると、錦にある素敵なお店が出てきます。他にも全国的には「づけや」は、お茶漬けを名物にしているお店がよく使っている屋号のようです。ちなみに「ずけや」にもお茶漬けはメニューにあります。ではなぜ「づけや」ではなく「ずけや」なのか？女将さんに聞いてみると、「づ」よりも「ず」のほうが柔らかい感じがしないと意味深（意味不明）な回答。結局良く分からないが、店名は「ずけや」で間違いはありません。

メニューもネーミングが独特で、「昔懐かしいウインナー」という名の炒めた赤ウインナー、「有



名ブランドハンバーグ」という名で〇シンハンバーグが出てきます。めったに出会えない「たまに

ある豚汁」、味が安定しない言い訳を「気まぐれカレー」というネーミングでごまかしていたり、暑い時期は見かけるが寒くなると見かけない「おでん」、と不思議な名物がちょっとだけあります。「ちょっとだけ」しかありません。カウンターだけのしかも7人しか座れない店です。たくさんのメニューを用意することもできません。他にはカウンター上に大皿料理が5、6種類並んでいます。

狭い店なので、客も了解していて奥の席からビールの注文があると、冷蔵庫のそばに座った客がビールを出し、奥の客へ回す、という対応をしています。いや、女将が対応を強いているのか？「私シャンパンが飲みたーい」と言って客にシャンパンを開けさせたり。居酒屋の女将にしては、おねだり上手のバチあたりな対応。実はその昔、錦のとあるお店でナンバーワンになったこともある、小綺麗な女性です。そんな女将が今夜も諸兄をお待ちしております。「一見お断りではなかったのか！」とのご心配は無用。この記事を読んだ旨をおっしゃっていただければ、歓迎するとのこと。いたぶられ上手な（いたぶられ好きな？）諸兄は是非一度！小生にご連絡いただければ喜んでご一緒させていただきます。もちろんお財布は諸兄もちで！（笑）

平成29年支部日帰り研修旅行 10月1日(日)

多くの支部会員の皆様が7月決算も終わり、ほっと一息ついた平成29年10月1日に「京ゆば膳とよしもと祇園花月」のタイトルのもと支部日帰り研修旅行に行ってきました。当日は天候にも恵まれ、定員80名の募集で定員がすべて埋まる盛況ぶりでした。

御器所を出発した2台のバスは途中2回の休憩をはさみ、順調に走行して知恩院駐車場へ無事到着しました。行きのバスの中では後ろの席を中心に宴会が始まりものすごいペースでお酒が消費されていきました。昼間(朝?)からいただくお酒は格別なんですね。



楽しい道中を経て無事最初の目的地の「京料理いそべ」に到着しました。お店は京都らしい趣のある建物で、乾杯の挨拶後はバスから引き続きの流れで宴会が続きます。京ゆばを中心としたお料理に舌鼓を打ちました。食事後、少し祇園の町を歩いて次の目的地の「よしもと祇園花月」に着きました。

よしもと祇園花月では最初が漫才と落語で、後半がよしもと新喜劇という構成でした。最初の漫才と落語では昼食後でお腹が満たされ、またお酒のせいもあってか多少睡魔に襲われている方もいらっしゃるようでしたが、漫才の大取のオール阪神巨人の時は起きていらっしゃる方が多かったようです。さすが大御所だと思いました。そして、新喜劇になり、それはもう爆笑の渦で、私も眠気

は一気に吹き飛び、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。個人的にまた行ってみたいと思いました。



その後は帰りのバスの集合時間まで各自自由時間となりました。祇園の町並みや八坂神社などを散策された方や、お蕎麦屋さんで一杯ひっかけた方や甘味処でゆっくりされた方など銘々楽しまれたようです。京都の町並みはとても風情があり歩いているだけでも心が安らぐ感じがしました。

楽しい時間が過ぎるのはあっという間で、その後集合写真を撮り、多くのお土産を手にとり帰りのバスに乗り込みました。帰りのバスは通常ビデオをBGMにうとうとするのが恒例ですが、今回の厚生部は一味違います。ここからお楽しみのビンゴ大会が始まりました。当たったことがないとおっしゃる方も中にはいらっしゃいましたが、それもビンゴの醍醐味ということでご容赦願いたいと思います。帰路は17キロの渋滞もあり予定よりも1時間ほど遅くなりましたが、大きな事故もなく全行程を無事に終えることができました。

終日お天気に恵まれ、また普段では拝見できない皆様のリラックスした表情などが垣間見えたり、京都にとってもお詳しい方がいらっしゃって驚かせられたりと、とても楽しい研修旅行になりました。参加された皆様、当日は本当にありがとうございました。また今回は参加できなかった皆様も次回は是非ともご参加ください。私も支部日帰り研修旅行への参加は初めてでしたが、皆様によってよくしていただき楽しい時間を過ごすことができました。ありがとうございました。

ちなみにご用意させていただきましたお酒が全部なくなったのは言うまでもありません。

(厚生部 西澤 洋介)

同好会だより ボウリング同好会

2010年5月に発足したボウリング同好会は、年間34回の活動を続け、まもなく7年半を迎えます。

・「プロ教室」……3月を除く毎月上旬(年間11回)

スポーツ名古屋所属の斎田猛プロに指導を受けながら6ゲーム投げます。親指の抜けが良くないなどボールに不具合がある場合は即座に穴の調整をしてくださる等、懇切丁寧な指導には定評があります。

・「月例会」……毎月中旬(年間12回)

ハンディキャップ戦4ゲームで競い、誰でも優勝のチャンスがあり、優勝するとトロフィーがもらえます。また年間4回(総会・暑気払い・忘年会・確申ご苦労様)宴会が組み込まれています。

・「練習会」……2月を除く毎月下旬(年間11回)

5ゲームパック+無料券で6ゲームをひたすら投げ続けます。1ゲーム当たりの消費カロリーは40~50kcalあるといわれているので、6ゲームに換算すると2時間半の散歩に匹敵、ダイエット効果抜群です。

月例会年間成績表(2016年4月~2017年3月)を基に前年度の活動報告をします。12回皆勤参加は年間MVPの三品智会員(優勝4回)と上原久子会員(優勝2回)と鈴木寿枝会員(優勝1回)の3名でした。

惜しくも1回休みの11回参加は、同好会会長の平井睦会員(優勝2回)と近藤浩二会員(優勝1回)と私、水野敬子(優勝1回)の3名でした。

参加回数が多いほど優勝の可能性が高い事を証明するかのように、この6名で合計11回優勝して



10月19日月例会の表彰



10月19日月例会にて

います。残り1回は浩養園宴会付プロチャレンジ月例会で、ハンディ込みで、プロに勝ったらスポーツから賞品!だったのですが、残念ながらプロには勝てなかったものの年間2回参加の表野宏和会員が見事に優勝しました。

前年度の月例会には参加回数10回以下の14名を合わせた合計20名が参加しました。延人数は131名(月平均11名)ですが、実は宴会月のみ参加の会員も多いのです。ハウスボールで200up見事な豪速球の橋部吉輝会員は、確申明け月例会のみ1回参加で準優勝でした。マイボールを拒み続けているのは、諸先輩会員を差し置いて優勝連発するのが忍びないという謙虚さからでしょうか…(笑)

今年度に入ってから杉浦郁代会員と吉田久美子会員が同好会に入会して練習に参加されるようになりました。6ゲーム投げても疲れた素振りが全然見られないのは驚きです。投球フォームも綺麗なため、近々マイボールを持ったら、優勝戦線に加わって台風の目となることは間違いなさそうです。

ボウリングに少しでも興味を持たれた会員の皆様、プロ教室だけでも参加してみませんか?的確にアドバイスして下さるので、レベルアップが期待できます。会員一同、お待ちしております。

(水野 敬子)

【9月の月例集会】

平成29年9月8日(金) 昭和 cultura 小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 租税教室講師養成研修の開催について
2. 電子申告・納税システム(e-Tax)の普及・定着について
3. 内部事務等の集中処理の試行について
4. ダイレクト納付及び納税証明書オンライン請求の利用推進について
5. 事前照会事案に対する文書回答手続きの利用促進について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定について
 厚生部：支部日帰り研修旅行の案内
 総務部：今後の予定について

【10月の月例集会】

平成29年10月13日(金) 昭和 cultura 小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 「税を考える週間」の広報について
2. 「年末調整のための住宅借入金等控除証明書」の発送日について
3. 年末調整説明会の開催について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定並びに図書配布について
 税対部：確定申告無料相談の協力依頼について
 厚生部：支部日帰り旅行の報告とお礼
 租推委：租税教室講師養成研修について
 総務部：今後の予定について

支部からのお知らせ

・11月月例集会及び研修会のご案内

平成29年11月10日(金) 天白文化小劇場

月例集会 13時30分より

研 修 会 14時30分より

「マスコミを賑わした企業買収事例等の解説等(法務の立場から)」

講師 筑波大学法科大学院教授

徳本 穰氏

・夜間研修のご案内

平成29年11月15日(水) 今池ガスビル

18時30分～20時00分

「平成29年分路線価の結果と愛知県の土地取引の傾向」

講師 東京カンテイ名古屋支店

ゼネラルマネージャー 有馬義之氏

・12月月例集会及び研修会のご案内

平成29年12月8日(金)天白文化小劇場

月例集会 13時30分より

研 修 会 14時30分より

「平成29年分年末調整について」

「書面添付について」

講師 昭和税務署担当官

「平成30年償却資産税(固定資産税)の申告について」

講師 金山市税事務所担当官

・配布図書のご案内

平成30年1月配布予定

「小規模宅地等の特例適用の手引」

吉本 覚 著 新日本法規出版

平成30年1月全会員に郵送

「確定申告の手引」(税務研究会出版局)

編集後記

今年の夏も例年にたがわず様子が変わっていた。6月は梅雨入りしたものの晴れ続き。蒸し暑さではなく大陸の高気圧がもたらす爽やかな空気に包まれる日々が続いた。水不足が心配されたものの7月に入ってからやっと梅雨らしくなり、台風も接近しこの地方にも大雨をもたらした。梅雨明け直後から酷暑日は数える程しかなかったが、なんとも言えない蒸し暑い日が9月いっぱい続く。10月に入ったら急に涼しくなる日もあったものの昨日に引き続き本日も真夏日となりそうだ。今こうして原稿を執筆する事務局にもエアコンが入り季節が逆戻り。寒暖差が大きく、夏の疲れが出でくる時節柄、皆様体調にはくれぐれもご留意、ご自愛なさいませ。(伊藤 彰浩)